

ETC2.0車載器購入支援事業助成金交付要綱

平成28年5月30日制定

一般社団法人東京都トラック協会

（事業の趣旨）

第1条 この要綱は、国における平成27年度補正予算により、ETC2.0搭載車を対象に、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%が継続されることとなり、今後により一層の輸送効率化が図られることから、一般社団法人東京都トラック協会（以下、「東ト協」という。）が実施するETC2.0車載器（以下、「車載器」という。）の導入を促進するための助成事業について、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）が実施する同様の助成事業と協調し実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（支援事業の範囲）

第2条 ETC2.0車載器購入支援事業（以下、「本事業」という。）は、東ト協の会員（以下、「会員」という。）が、会費納入の対象として東ト協に報告している台数を上限として、平成27年12月18日以降に新たに事業用貨物自動車に導入した車載器（中古品を除く）に対し、一括購入に要する費用の一部を予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

（支援事業の対象）

第3条 助成対象者及び助成対象機器は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- （1）助成対象者とは、東京都内を使用の本拠の位置とする事業用貨物自動車に新たに車載器を導入する会員をいう。
- （2）助成の対象とする車載器は、全ト協が定める助成対象機器とする。
- （3）助成の対象とする車載器は、新たに一括購入したもののみとし、割賦による購入やリースにより導入した車載器・中古品は助成対象としない。
- （4）国土交通省が実施した「ETC2.0車両運行管理支援サービス」に関する社会実験において、車載器購入支援を受けた車載器については、助成対象としない。

（助成金額）

第4条 交付する助成金額は、車載器1台につき5,000円（全ト協分4,000円を含む。但し、東ト協の助成金が予算上限に達した場合は、全ト協分4,000円のみとする。))とする。

（助成金の交付申請及び請求）

第5条 事業者は、本事業に係る機器を導入したときは、東ト協に対し、様式2「ETC2.0車載器購入支援事業助成金交付申請書（兼請求書）」により、助成金の交付申請（請求）をするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める指定期日までに東ト協あて交付申請（請求）するものとする。

（助成金の交付）

第6条 東ト協は、前条により交付申請（請求）があったときは、当該申請（請求）に係る書面を審査し、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに全ト協に様式1「ETC2.0車載器購入促進助成事業実績報告書（助成金交付申請書）」により交付申請（請求）を行い、その交付を受けたうえで、事業者に対し、助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条 東ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- （1）この要綱その他全ト協及び東ト協が定める事項に違反したとき
- （2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（財産の処分制限）

第8条 事業者は交付対象となった車載器が購入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、予め東ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 東ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告するものとする。

（実施要綱等の提出）

第9条 東ト協は、本事業に係る実施要綱等を定め、全ト協会長に提出するものとする。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別にこれを定める。

（附則）

1. 本要綱は、平成28年6月1日より適用する。